

第4次静岡市男女共同参画行動計画案（2023～2030）

意見を募集します。

男女共同参画
って何だろう？



5 ジェンダー平等を
実現しよう



「性別にとらわれず、一人ひとりの真の意味での適材適所の活躍を実現していく」という意味だよ

詳細は計画案をご覧ください。



静岡市では、「静岡市男女共同参画推進条例」に基づき、新たに令和5年度からスタートする「第4次男女共同参画行動計画」の策定を進めています。計画案について市民の皆さんのご意見をお寄せください。

募集期間

R4.12.7 水 ▶ R5.1.6 金

意見の提出方法

1 市HP (電子申請)	市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。 ※右の二次元コードから応募専用フォームにリンクされます。 ※個人情報保護の観点から、電子メールでの提出は受付しておりません。	
2 郵送	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 男女共同参画・人権政策課 あて	
3 持参	男女共同参画・人権政策課 (静岡庁舎新館15階)	
4 FAX	054-221-1782 (FAX番号) にお間違いないようにお送りください。	

2030年の目指す姿

ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる静岡まち



お問い合わせ

男女共同参画・人権政策課
(静岡庁舎新館15階)

詳しい資料は次の場所でも閲覧できます。

- ①市ホームページ (二次元コード→)
- ②静岡市女性会館
- ③各区市政情報コーナー
(葵区/静岡庁舎新館1階、駿河区/駿河区役所3階、清水区/清水庁舎4階)
- ④各生涯学習センター・生涯学習交流館



静岡市 男女共同参画行動計画

検索

☎054-221-1349

第4次静岡市男女共同参画行動計画案に関する意見応募用紙

<p>1 本計画案では、基本目標のうち、以下の①～④を重点目標に掲げています。このうち特に力を入れる必要があると思うものはどれですか。</p>	
<p>【当てはまるものを一つお選びください】</p> <p>① ジェンダー平等※1と人権を尊重する教育の充実</p> <p>② ジェンダー※2に基づくあらゆる暴力の根絶</p> <p>③ 地域における男女共同参画の実現</p> <p>④ 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現</p> <p>※1 ジェンダー平等：性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと ※2 ジェンダー：生物学的な性別に対し、社会的・文化的につくられる性別のこと</p>	
<p>【なぜそのように思うか理由をお書きください】</p>	
<p>2 本計画案に関してのご意見、期待することなどをご自由にお書きください</p> <p>【ご意見のタイトル】 （案のどの部分に対するご意見かをお書きください）</p>	
<p>【ご意見の内容】</p>	
<p>* 住 所 (法人の場合は所在地)</p>	
<p>* 氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)</p>	
<p>性 別</p>	<p><input type="checkbox"/> 男 性 <input type="checkbox"/> 女 性 <input type="checkbox"/> 無回答</p>
<p>年 齢</p>	<p><input type="checkbox"/> 19 歳以下 <input type="checkbox"/> 20 代 <input type="checkbox"/> 30 代 <input type="checkbox"/> 40 代 <input type="checkbox"/> 50 代 <input type="checkbox"/> 60 代 <input type="checkbox"/> 70 歳以上</p>
<p>職 業</p>	<p><input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 専業主婦(主夫) <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他</p>
<p>1 *印のある欄は必ずご記入ください。(意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第5条第4項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。)</p> <p>2 個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。</p> <p>3 いただいたご意見は、男女共同参画行動計画策定の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で原則公開させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>4 上記「ご意見の内容」欄に「別紙とおおり」と記入していただき、別紙にてご提出いただくことも可能です。</p> <p>5 対象となる「市民」とは、市内に居住し、通学し、または通勤する個人及び市内にて事業を行い、又は活動を行う個人または法人その他の団体をいいます。</p>	